

# 那 霸 市 公 報

号外第 6 7 1 号  
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 監 査 委 員 公 表

平成 1 8 年度定期監査 (前期) の結果について (公表) ..... 397

### 監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 5 号

平成 1 8 年 7 月 2 5 日

那 霸 市 監 査 委 員	長 嶺	紀 雄
同	宮 里	善 博
同	玉 城	彰
同	大 城	春 吉

平成 1 8 年度定期監査 (前期) の結果について (公表)

地方自治法第 1 9 9 第 4 項の規定に基づき、都市計画部、建設管理部、消防本部及び選挙管理委員会事務局の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

なお、平成 1 8 年度定期監査 (前期) に係る事項については、6 月 2 8 日に合議を行ったため、山川典二前委員が対応し、大城春吉委員は、関与していません。

## 都 市 計 画 部 定 期 監 査 報 告 書

- 第 1 監査の対象 都市計画部  
都市計画課、建築指導課、都市再開発課、契約検査室、区画整理課、真嘉比古島区画整理事務所、小禄南区画整理事務所
- 第 2 監査の期間 平成 18 年 3 月 29 日から同年 6 月 28 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 17 年度(平成 18 年 3 月 31 日現在)における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

### 都市計画課

#### 1 職員の配置状況

都市計画課の職員配置状況は、副参事兼課長(1人)、副参事(1人)、主幹(2人)、技幹(9人)、主査(8人)、技査(13人)、主任主事(3人)、主任技師(8人)、主事(2人)、技師(1人)の計 48 人である。その内、県都市計画モノレール課派遣 5 人、沖縄都市モノレール(株)派遣 3 人、那覇港管理組合派遣 18 人、泊ふ頭開発(株)派遣 1 人である。

#### 2 主な所掌事務

都市計画課は、都市計画、都市交通対策、モノレール対策、基地の跡地利用の基本計画、国土利用計画法に基づく調査、報告等、都市デザイン、那覇港管理組合、泊ふ頭開発株式会社、部所管事務の政策課題、部内の予算、決算、議案等文書の取りまとめ、部内の連絡調整、部内の他課に属しないことに関する事務を所掌している。

#### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

##### (1) 未収金の徴収について

未収金は、景観形成条例事務取扱交付金(現年度分 21 万 6,000 円)、バス事業活性化資金貸付金償還金(現年度分 8 億 8,091 万 3,000 円)である。

##### (2) 負担金・補助金について

負担金の支出は、主な団体負担金として那覇港管理組合負担金(5 億 707 万 4,000 円)、都市モノレール推進調査及び事業の市負担金(931 万 9,000 円)、海フェスタおきなわ開催負担金(600 万円)等である。

補助金の支出は、バス路線影響措置補助金(バス 3 社分 1 億 6,780 万 4,000 円)、景観地区工事助成金(10 件分 670 万 4,000 円)等である。

##### (3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、那覇市都市計画審議会委員、那覇市都市景観審議会委員の報酬及び費用弁償である。

概算払による支払いは、再開発協会調整業務(9万6,820円)、身近なまちづくり事例調査業務(9万6,740円)、H18 国庫要請活動(9万4,800円)等の旅費である。

これらについて審査した結果、「6 注意事項及び都市計画部共通留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、壺屋地区身近な街づくり支援街路調査業務(900万円)、コミュニティバス導入計画検討調査業務(489万1,950円)、都市計画関連情報公開システム作成業務(366万4,500円)、工業線(仮称)都市計画図書作成業務(347万4,000円)等である。

##### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料、カラーコピー機賃借料及び料金、プロッター賃借料等の契約である。

##### (3) 修繕料の契約について

修繕料は、首里金城村屋の維持管理費である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 土地、建物等について

土地は、首里金城村屋用地 201.00 m<sup>2</sup>、建物は、首里金城村屋 72.90 m<sup>2</sup>である。工作物は、バス停留所上屋 3 件、バーゴラ 1 件である。

##### (2) 基金及び出資金について

基金は、公共用施設及び都市モノレール整備基金(現金 664 万 6,788 円、債権 25 億 3,941 万 3,212 円)である。株券は、沖縄都市モノレール株(25 億円)、泊ふ頭開発株(6 億円)である。

##### (3) 債権について

都市モノレール整備資金貸付金(82 億 300 万円)、バス事業活性化資金貸付金(9 億 3,793 万 3,500 円)である。

これらについて、管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

##### (4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 6 注意事項及び都市計画部共通留意事項

##### (1) 収入調定及び一括収納について(注意事項)

平成 17 年度は、那覇港管理組合に本市職員 18 人を派遣している。派遣職員の給与費等については、出身母体(那覇市、沖縄県、浦添市)の給与支給条件が違うことから、当面の間、各母体で毎月立替支給している。年度終了を待って、その総額が確定した後、出納整理期間中に各母体で一括請求し収納している状況である。

本市の歳入予算(当初)において、第 20 款諸収入第 5 項雑入第 4 目雑入第 8 節土木費雑入で派遣職員人件費の収納分として 1 億 5,350 万 1,000 円計上されているが、収入調定は、出納整理期間中に時間外勤務手当等(3 月分)が最終

確定したのち、前年度 3 月 31 日付けで、さかのぼって年間分の調定手続きをしている。この様な出納整理期間に入ってから、調定を行うことについては法律上好ましくない。収入未済額が決算直前まで不明瞭で、当該収入の全体把握も困難となっている。派遣職員の給与費は、市の実質的な立替払いとなっているので、先行拠出している那覇港管理組合負担金（給与費込み）も含めると利息を余分に負担していることになる。結果として、一時借入金の増嵩の一因にもなっているものと思われる。以上の事から、調定の時期、一括収納のあり方について早急に改善されたい。

(2) 団体負担金及び団体補助金について（都市計画部の共通留意事項）

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体がかかり見受けられる。

負担金及び補助金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成17年度予算額 (那覇市)	平成 16 年 度 決 算 額			収支比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
港湾都市協議会	24,000	8,969,032	6,441,359	2,527,673	71.8	都市計画課
都市モノレール等 計画自治体協議会	50,000	6,768,319	1,867,730	4,900,589	27.6	都市計画課
全国地区計画推進 協議会	50,000	12,029,678	6,395,058	5,634,620	53.2	都市計画課
(社)全国市街地再 開発協会	80,000	1,214,145,391	799,700,162	414,445,229	65.8	都市再開発課
都市再開発促進協 議会	50,000	19,031,730	11,245,667	7,786,063	59.1	都市再開発課
社団法人土木学会	80,000	1,592,569,000	1,132,069,000	460,500,000	71.1	契約検査室
沖縄県公共工事契 約業務連絡協議会	10,000	1,391,032	779,363	611,669	56.0	契約検査室
沖縄県住居表示事 務連絡協議会	5,000	257,817	157,304	100,513	61.0	区画整理課
沖縄県土地地区画整 理研究会	10,000	250,029	102,478	147,551	41.0	区画整理課

収支比率 80%未満の団体

## 補 助 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

団 体 名	平成17年 度予算額 (那覇市)	平成 16 年 度 決 算 額			収支比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
牧志・安里地区市 街地再開発準備組 合	180,000	819,588	647,577	172,011	79.0	都市再開発課
農連市場地区市街 地再開発準備組 合	180,000	663,478	530,112	113,366	79.9	都市再開発課
栄町市場地区市街 地再開発促進協議 会	30,000	108,000	78,035	29,965	72.3	都市再開発課
牧志1丁目3番地区 再開発協議会	30,000	240,264	131,105	109,159	54.6	都市再開発課

収支比率 80%未満の団体

**建築指導課**

## 1 職員の配置状況

建築指導課の職員配置状況は、課長(1人)、技幹(3人)、技査(5人)、主任技師(6人)、技師(5人)の計20人である。臨時職員1人である。

## 2 主な所掌事務

建築指導課は、建築基準法に基づく建築確認及び建築許可、建築相談及び指導、違反建築物、融資住宅、開発許可申請、道路位置指定、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等、優良宅地及び優良住宅の認定に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 未収金の徴収について

未収金は、行政代執行費用徴収金(H5滞納繰越分3,421万8,625円)である。

## (2) 負担金・補助金について

負担金の支出は、全国建築審査会長会議出席負担金(3万6,000円)及び日本建築行政会議(10万円)、建築確認支援システム運用協議会(12万円)等の団体負担金である。

## (3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、主に建築審査会委員への報酬及び費用弁償等である。概算払いによる支払いは、全国建築審査会会長会議及び九州ブロック建築審査会長会議の出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約状況の契約について

業務委託契約は、建築確認不適合処分等取り消し請求事件訴訟委託業務である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、建築確認支援システム機器装置の賃貸借料(144万9,000円)、タクシー使用料、コピー使用料である。

## (3) 修繕料の契約について

修繕料は、車検整備料等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月23日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

**都市再開発課**

## 1 職員の配置状況

都市再開発課の職員配置状況は、課長(1人)、技査(4人)、主査(1人)、主任技師(1人)の計7人である。

## 2 主な所掌事務

都市再開発課は、市街地再開発事業に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、社団法人全国市街地再開発協会負担金(8万円)、都市再開発促進協議会負担金(5万円)、農連市場地区市街地再開発準備組合負担金(6,000円)等への団体負担金及び研修会への出席者負担金である。

補助金の支出は、モノレール旭橋駅周辺市街地再開発のための旭橋都市再開発株式会社への建設補助金17年度分(6,340万円)、平成16年度繰越明許分(1億370万円)等である。

## (2) 資金前途・概算払の取扱について

資金前途による支払いは、主に平成17年度都市再開発研修会費(8万9,000円)、平成15年度都市再開発推進事業債(モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業)利子(7万7,755円)等である。

概算払による支払いは、平成17年度都市再開発研修旅費(8万6,280円)、国土交通省調整旅費(8万5,950円)、「優良建築物等整備事業・まちづくり交付金」先進地事例調査旅費(9万5,330円)である。

これらについて審査した結果、「6 是正、注意及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、モノレール牧志駅周辺地区都市再生整備計画書作成業務委託契約(399万円)である。

## (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主にNHK放送受信料外2件(58万9,719円)、サーバー機器賃借料(17万4,251円)、牧志・安里地区市街地再開発事業準備組合

会場使用料 (3 万円) 栄町地区市街地再開発事業促進協議会会場使用料 (3 万円) タクシー使用料等 (12 万 2,810 円) の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 是正、注意及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### (1) 出資金について

久茂地都市開発株式会社株券 (1 億 2,000 万円) の株券を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 是正、注意及び留意事項

### (1) 繰入金の収入調定、繰出金及び補助金の支出負担行為について (注意事項)

一般会計繰入金の収入調定が年度内に調定されてなく、4 月 11 日に起案し、3 月 31 日に遡及調定され執行している。

都市再開発事業費の繰出金及び市街地再開発事業補助金について、年度内に支出負担行為がなされてなく、それぞれ、4 月 11 日及び 4 月 4 日に起案し、3 月 31 日に遡及し執行している。

これらのことは、地方自治法第 208 条 (会計年度及びその原則) の観点から不適切である。「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。また、各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。」ことになっている。

予算執行にあたっては、法令を遵守し、有効性・効率的な予算執行に注意されたい。

### (2) 市街地再開発事業補助金の在り方について (是正事項)

市街地再開発事業補助金 (那覇市牧志・安里地区市街地再開発準備組合他 4 団体) については、補助金のほか、負担金 (会員会費) を交付している。また、理事会及び総会等開催のための会場使用料や通信運搬費を、都市再開発課で負担している。

会場使用料については、市街地再開発準備組合等が年間分まとめ立替後に都市再開発課へ請求し執行していることは不適切である。那覇市会計規則第 44 条 (支出の原則) によれば、「支出は債務が確定し、支払期限が到達した後において、債権者のために行うことを原則とする。」となっている。

那覇市再開発促進事業助成金交付要綱第 3 条 (助成額と助成金の対象経費) の規定によれば、事業活動及び団体運営に要する経費等となっているので、会場使用料及び会議開催のための通信運搬費等も補助対象経費となっている。

補助金交付に当たっては、那覇市補助金等交付規則及び那覇市再開発促進事業助成金交付要綱等を遵守し、会場使用料及び通信運搬費も補助金へ包含するなど、有効性・効率性を基本とした予算の執行に是正されたい。

### (3) 団体負担金及び団体補助金について (留意事項)

各種団体に負担金及び補助金を交付している。これは、都市計画課の「6 (2) 団体負担金及び団体補助金について (都市計画部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(都市再開発課分を参照)

## 契約検査室

### 1 職員の配置状況

契約検査室の職員配置状況は、室長(1人)、主幹(1人)、技幹(4人)、主査(1人)、技査(2人)、主任主事(4人)の計13人である。

定数外職員は、兼務職員(6人)、臨時職員(1人)である。

### 2 主な所掌事務

契約検査室は、建設工事競争入札参加資格審査委員会、建設工事指名業者選定委員会、工事請負及び調査、測量、設計委託等の入札及び契約、建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 負担金について

負担金の支出は、社団法人土木学会負担金(8万円)、沖縄県公共工事契約業務連絡協議会負担金(1万円)である。

#### (2) 資金前途・概算払の取扱について

資金前途による支払いは、沖縄県公共工事契約業務連絡協議会負担金(1万円)、九州契約事務主管課長会議出席者負担金(5,000円)である。

概算払による支払いは、九州契約事務主管課長会議旅費(5万4,690円)、九州地方公共工事契約業務連絡協議会実務担当者会議出席旅費(4万1,080円)である。

これらについて審査した結果、「6 留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、指名業者システム機能追加に伴うプログラム修正その他2件(100万8,000円)、指名業者システム移行作業業務(67万5,780円)、工事契約システム保守管理業務(37万8,000円)及びサーバー保守業務(5万9,675円)の委託契約である。

#### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約料は、主にOA機器賃借料(94万7,639円)、OA機器賃借料(93万2,400円)、複写機使用料その他1件(24万4,655円)の契約である。

#### (3) 修繕料について

修繕料の契約は、FAX機器の修繕その他2件(6万6,187円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。



## 6 留意事項

### (1) 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、都市計画課の「6(2) 団体負担金及び団体補助金について (都市計画部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(契約検査室分を参照)

## 区画整理課

### 1 職員の配置状況

区画整理課の職員配置状況は、課長(1人)、主査(2人)、技査(4人)、主任主事(4人)、主任技師(1人)の計12人である。

定数外職員は、臨時職員(1人)である。

### 2 主な所掌事務

区画整理課は、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、区画整理事業特別会計の予算・決算及び経理、土地区画整理事業の清算、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎ、町界・町名及び地番、住居表示、市の区域、新都心地区のまちづくりに関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 収入未済について

収入未済について、都市再生総合整備補助金(92万6,500円)、土地区画整理事業費補助金(4億1,886万4,690円)、真嘉比・古島第二管理者負担金(180万円)は、事業繰越しによる収入未済である。

真嘉比・古島第二保留地処分金(4,157万5,000円)は、出納整理期間中に収納予定となっている。

清算徴収金の収入未済は、小禄金城清算徴収金滞納繰越分(317万8,783円)、寄宮地区清算徴収金滞納繰越分(173万8,177円)、真嘉比・古島清算徴収金滞納繰越分(4,945万466円)、壺川清算徴収金滞納繰越分(740万1,881円)となっている。

これらについて審査した結果、「6 注意、留意及び検討事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### (2) 補償金について

壺川漁港の移転に関する補償(50万4,000円)である。

#### (3) 負担金・補助金・交付金について

負担金の支出は、主に社団法人街づくり区画整理協会負担金(20万円)、沖縄県土地区画整理研究会負担金(1万円)、沖縄県住居表示事務連絡協議会(5,000円)、土地区画整理セミナー(助成制度)講習会出席者負担金(1万6,000円)及び沖縄県住居表示事務連絡協議会出席者負担金(3,000円)である。

補助金の支出は、主に都市再生総合整備事業平成17年度当初分(14万7,000円)、平成16年度繰越明許分(597万5,000円)である。

交付金については、区画整理事業の換地処分に伴う土地権利価格の差額に対する補償(2万8,446円)である。

#### (4) 資金前途・概算払の取扱について

資金前途による支払いは、沖縄県住居表示事務連絡協議会負担金(5,000円)

土地区画整理研究会負担金(1万円)、沖縄県住居表示事務連絡協議会総会出席者負担金(3,000円)、土地区画整理セミナー「助成制度」参加者負担金(1万6,000円)、那覇市広域都市計画事業壺川地区土地区画整理事業に係る清算金の交付2件(2万8,446円)である。

概算払による支払いは、土地区画整理セミナー「助成制度」旅費(5万8,260円)である。

これらについて審査した結果、「6 注意、留意及び検討事項」で述べたこと以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、主にOA機器賃貸借料2件(68万5,188円)及びタクシー使用料(16万3,580円)の契約である。

##### (2) 修繕料について

車輛修繕(13万8,264円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 基金及び出資金について

那覇新都心株式会社株券(4,500株 額面5万円 総額2億2,500万円)、基金残高2億3,937万1,000円(壺川土地区画整理事業基金2,635万9,000円、小禄金城土地区画整理事業基金52万9,000円、小禄南土地区画整理事業基金1億3,428万7,000円、真嘉比古島第一土地区画整理事業基金967万8,000円、真嘉比古島第二土地区画整理事業基金6,851万8,000円)を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

##### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、これらについて審査した結果、「6 注意、留意及び検討事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 6 注意、留意及び検討事項

##### (1) 都市計画債の収入調定について(検討事項)

土地区画整理事業債(3,030万円)、臨時地方道路整備事業債(9億2,250万円)市町村振興資金(6,750万円)、財源対策債等(区画)(2,520万円)、一般単独その他(その他、区画)(4億5,220万円)について、借入先等が決まらないため、平成18年3月31日現在、収入調定の手続きがなされていない。

地方自治法施行令第154条(歳入の調定及び納入の通知)によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定するいわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)に則り、調定する必要がある。

従って、起債の交付決定(許可)が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

## (2) 清算徴収金の収入未済額の繰越し手続きについて (注意事項)

収入未済額の繰越しについて、那覇市会計規則第 41 条(収入未済額の繰越し)の規定により翌年度の調定に繰り越さなければならないことになっているが、次の 3 事業について、平成 18 年 3 月 31 日現在その手続きがなされていないことは、予算執行上不適切である。

寄宮地区清算徴収金(滞納繰越分) 173 万 8,177 円

真嘉比古島第一地区清算徴収金(滞納繰越分) 4,945 万 466 円

壺川清算徴収金(滞納繰越分) 740 万 1,881 円

予算執行に当たっては、那覇市会計規則を遵守し適正な予算執行に注意されたい。

## (3) 清算徴収金の収入調定のあり方について (注意事項)

清算徴収金については、事前調定が原則である。しかし、地権者の経済的理由等により分割納付や納付期間の延長等があり、納付通知書と月々の納付金額に変動が生じるため、調定額より収入済額が多い。

地方自治法第 231 条(歳入の収入の方法)規定により、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」ことになっている。調定は、その性質上、納入通知の前に行われる行為で、少なくとも歳入金の収納前に行われることが原則である。

予算執行に当たっては、法令等を遵守し適正な予算執行に注意されたい。

## (4) モノレール回数券の執行管理について (注意事項)

モノレール回数券(200 円)について、平成 17 年度中に都市再開発課から 31 枚受入れ、20 枚の払い出しがある。残り 11 枚について、期間超過(6 ヶ月)により失効となっていることについては、物品管理上不適切である。

予算の効率的・効果的な観点から、那覇市物品会計事務取扱要綱第 13 条(物品の管理)の規定を遵守し、モノレール回数券等在庫物品の適正管理に注意されたい。

## (5) 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、都市計画課の「6 (2) 団体負担金及び団体補助金について(都市計画部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(区画整理課分を参照)

**真嘉比古島区画整理事務所**

## 1 職員の配置状況

真嘉比古島区画整理事務所の職員配置状況は、所長(1 人)、技幹(2 人)、技査(7 人)、主査(1 人)、主任技師(13 人)、主任主事(10 人)、技師(1 人)の計 35 人である。

定数外職員は、臨時職員(1 人)である。

## 2 主な所掌事務

真嘉比古島区画整理事務所は、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎ等に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別

歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 補償金について

真嘉比古島第二土地区画整理事業に伴う物件補償費平成 17 年度分 (323 件) 27 億 1,474 万 5,963 円、平成 16 年度繰越分 (67 件) 6 億 8,026 万 40 円である。

(2) 負担金について

負担金の支出は、土地区画整理事業に伴う水道管工事に係る事務費負担金 8 万 6,028 円、リサイクル講習会受講負担金 8,000 円、第 32 回沖縄県土地区画整理担当者会議負担金 500 円である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、土地区画整理事業賠償責任保険料 21 万 2,580 円、第 20 回審議会委員報酬 9 万 500 円、第 20 回審議会委員費用弁償 3 万 1,200 円、第 13 回評価委員会委員報酬 3 万 500 円、第 13 回評価委員会委員費用弁償 1 万 400 円、第 21 回審議会委員報酬 9 万 8,000 円、第 21 回審議会委員費用弁償 3 万 3,800 円等である。

概算払については、区画整理事業県内旅費 4,880 円である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、真嘉比古島第二物件調査業務委託 (H17 の 1) 1,234 万円、真嘉比古島第二物件調査業務委託 (H17 の 5) 1,085 万 1,000 円、真嘉比古島第二物件調査業務委託 (H17 の 9) 999 万 7,000 円、真嘉比古島第二物件調査業務委託 (H17 の 4) 969 万 9,000 円、真嘉比古島第二物件調査業務委託 (H17 の 6) 891 万 4,500 円等である。

(2) 工事及び設計業務について

工事及び設計業務契約の主なものは、H17 真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 13) 1 億 407 万 470 円、H17 真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 12) 6,133 万 4,280 円、H17 真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 11) 5,995 万 5,000 円、H17 真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 3) 2,822 万 4,000 円、H17 真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 7) 2,719 万 5,000 円等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の主なものは、仮設住宅用地賃貸借料 (3 号棟) 373 万 2,300 円、仮設住宅用地賃貸借料 (1,2 号棟) 317 万 3,000 円、パソコン機器等賃借料 170 万 1,000 円、複写機賃借料 138 万 6,904 円、タクシー使用料 115 万 7,670 円等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、施設修繕他その他 4 件 39 万 579 円、備品修繕その他 5 件 16 万 2,571 円である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 注意及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、建物 真嘉比古島区画整理事務所 322.00 m<sup>2</sup>、仮安置所 392.47 m<sup>2</sup>、真嘉比古島区画整理事務所書庫 49.69 m<sup>2</sup>の使用状況及び公有財

産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、「6 注意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

6 注意及び留意事項

(1) 事務所及び仮安置所の機械警備について(留意事項)

真嘉比古島区画整理事務所及び仮安置所の警備については、随意契約の範囲内とのことで、見積り合わせによりそれぞれ個別に同一業者と随意契約をしている。

機械警備については、初期投資(配線工事等)の関連で、債務負担行為(3年~5年)を設定し、競争入札を行うことが一般的である。

事務所及び仮安置所を随意契約するのではなく、競争入札に付するなど留意されたい。

(2) 切手等の保管状況について(注意事項)

切手等の保管状況について確認した結果、切手の 10 円(6 枚)、80 円(1 枚)、100 円(55 枚)、120 円(1 枚)、200 円(5 枚)帳簿残高と現品保有高が一致していない。また、モノレール 200 円回数券(4 枚)も帳簿残高と現品が一致していない。

予算を効率的・効果的に執行する観点から、那覇市物品会計事務取扱要綱第 13 条(物品の管理)の規定を遵守し、切手及びモノレール回数券等の在庫物品の適正管理に注意されたい。

**小禄南区画整理事務所**

1 職員の配置状況

小禄南区画整理事務所の職員配置状況は、所長(1人)、技査(2人)、主任主事(1人)、主任技師(2人)の計 6 人である。

2 主な所掌事務

小禄南区画整理事務所は、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いは、土地区画整理事業賠償責任保険料(15 万 3,730 円)である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、小禄南換地処分業務委託平成 17 年度当初分(288 万円)、平成 16 年度繰越分(1,004 万円)、地区内管理地草刈業務委託(28 万

- 2,450 円) 及び事務所移転業務委託 (38 万 2,200 円) である。
- (2) 工事及び設計委託の契約状況について  
工事契約は、小禄南 23 街区間地ブロック撤去工事 (16 万 1,000 円) である。
- (3) 使用料及び賃借料の契約について  
使用料及び賃借料の主なものは、業務用自動車賃貸借 (70 万 5,600 円)、タクシー使用料 (24 万 8,200 円)、複写機賃貸借料 (14 万 8,896 円) 及び OA 機器賃貸借料 (2 万 5,200 円) である。
- (4) 修繕料の契約について  
修繕料の主なものは、備品修繕料 (1 万 1,550 円) である。  
これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。
- 5 財産の管理状況
- (1) 物品について  
物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 建設管理部 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 建設管理部  
管理企画室、道路管理室、公園管理室、土木管理事務所、市営住宅室、道路建設課、花とみどり課、建築工事課
- 第 2 監査の期間 平成 18 年 3 月 29 日から平成 18 年 6 月 28 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 17 年度 (平成 18 年 3 月 31 日現在) における予算の執行状況及び事務事業状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

### 管理企画室

- 1 職員の配置状況  
管理企画室の職員配置状況は、室長 (1 人)、主査 (2 人)、技査 (2 人)、主任主事 (2 人) の計 7 人である。
- 2 主な所掌事務  
管理企画室は、都市施設の管理に係る企画、特殊地下壕対策事業、部内の予算・決算・議案等文書の取りまとめ、部内の連絡調整、部内の他課に属しない事務に関する事務を所掌している。
- 3 予算の執行状況  
歳出の予算執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、特殊地下壕対策事業(186万9,000円)である。

##### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、NHK放送受信料(1万3,280円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 道路管理室

##### 1 職員の配置状況

道路管理室の職員配置状況は、室長(1人)、技幹(1人)、主査(2人)、技査(6人)、主任技師(6人)、主任主事(3人)、技師(2人)の計21人である。

定数外職員は、臨時職員(1人)である。

##### 2 主な所掌事務

道路管理室は、道路の管理、道路の路線認定・廃止及び変更、道路境界の協定・指示及び承認、法定外公共物、道路占用許可等、道路の不法占用及び禁止行為の取締り、道路占用工事の監察、未買収道路用地補償、道路・橋等の維持修繕及び清掃の総括、排水路補修の設計・監理、下水道雨水施設の維持管理の総括、排水路の管理の総括に関する事務を所掌している。

##### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

##### (1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、「道路ふれあい月間」沖縄地方推進協議会(31万4,000円)及び沖縄県道路利用者会議(13万円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、識名3丁目地内、国場地内、石嶺3丁目地内の関係住民への私道整備事業の補助金交付(1,192万1,000円)である。

##### (2) 概算払の取扱いについて

概算払による支払いは、未買収道路用地補償契約のための普通旅費(441,500円)である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 注意及び検討事項並びに建設管理部共通是正及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、路面清掃業務(2,927万4,000円)、道路側溝清掃業務(871万5,000円)、沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務(780万円)、牧志25号外対象路線つづれ地調査業務(706万5,000円)、平成17年度道路台帳更新業務(577万5,000円)等である。

## (2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、首里山川町地内排水路設置工事(381万6,750円)等である。

工事設計委託契約については、首里平良町地内側溝測量設計業務委託(39万4,800円)等である。

## (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の主なものは、土地賃借料(45万4,341円)等である。

## (4) 修繕料の契約について

修繕料の主なものは、道路照明灯及び道路修繕工事(36件、3,153万1,700円)、排水路修繕工事(29件、1,869万4,410円)等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 注意及び検討事項並びに建設管理部共通是正及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 注意及び検討事項並びに建設管理部共通是正及び留意事項

## (1) 支出負担行為について(注意事項)

支出予算の執行手続きについて、道路ボランティア看板(サインボード)作成に関する手数料の予算額が22万210円に対し、平成18年3月31日現在、支出負担行為額が1万210円、執行率が4.6%と低くなっているが、これは、支出負担行為の手続き漏れがあったためであり、3月30日付けで遡って支出負担行為をしている。

支出負担行為として整理する時期については、那覇市予算決算規則を遵守し、その時期を失することのないように注意されたい。

## (2) 未買収道路用地取得事業債の収入調定について(検討事項)

未買収道路用地取得事業債の、合計2億1,900万円が3月31日現在、収入調定がなされていない。地方自治法施行令第154条(歳入の調定及び納入の通知)によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定する、いわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)に則り、調定する必要がある。

従って、起債の交付決定(許可)が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

## (3) 「社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」との随意契約について(建設管理部の共通是正事項)

道路管理室はつぶれ地調査測量業務、つぶれ地路線登記申請業務を円滑に進めるため、社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約をしている。平成17年度に同協会と契約した業務委託数は9件で、支払った委託料



は 467 万 8,550 円である。

随意契約の根拠として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当するものとして、次の 2 点を挙げている。

1 . 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（公嘱協会）は土地家屋調査士法第 63 条、民法第 34 条によって設立された公益法人であり、平成 9 年 10 月 7 日付け総第 1059 号「公共嘱託登記協会の活動の推進について」で那覇地方法務局長から那覇市長あて依頼がある。2 . 登記申請業務の処理等に関する損害は、公嘱協会が損害賠償責任保証制度を導入し発注者への損害補償にも対応している。

当該業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」には該当しないものと思われ、むしろ、競争原理に基づく競争入札の方法による契約をすべきであるものと思料される。他府県においては、随意契約を見直し、競争入札を取り入れる自治体もある。なお、平成 18 年 3 月 31 日現在、沖縄県土地家屋調査士協会の調査士は 201 人で、その内、公嘱協会の会員は 119 人となっている。

については今後このような契約については随意契約せずに、競争入札で行うなど、適切な予算執行に努めていただきたい。

#### ( 4 ) 団体負担金について（建設管理部の共通留意事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

### 交 付 団 体 決 算 状 況

( 単位 : 円 )

団 体 名	平成17年 度予算額 (那覇市)	平 成 16 年 度 決 算 額			収支比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
那覇空港自動車道 促進期成会	30,000	2,272,194	1,417,832	854,362	62.4	道路管理室
沖縄国道協会	40,000	1,240,434	966,277	274,157	77.9	道路管理室
全国街路事業促進 協議会	50,000	41,941,614	24,423,689	17,517,925	58.2	道路建設課
歴史的地区環境整 備街路事業推進協 議会事務局	50,000	6,167,033	4,345,953	1,821,080	70.5	道路建設課
沖縄地区官公署等 登記事件処理対策 協議会	15,000	1,420,045	1,014,867	405,178	71.5	道路建設課

道路整備促進期成 同盟会沖縄県地方 連絡協議会	265,000	11,881,630	8,966,535	2,915,065	75.5	道路建設課
全国ハープサミッ ト連絡協議会	10,000	2,288,551	161,341	2,127,210	7.0	花とみどり課

収支比率 80%未満の団体

## 公園管理室

### 1 職員の配置状況

公園管理室の職員配置状況は、室長(1人)、主査(1人)、技査(2人)、主任主事(3人)、主任技師(2人)、主事(2人)、工長(2人)の計12人である。そのうち、主任主事(1人)が過員配置である。

定数外職員は、非常勤職員4人、臨時職員1人である。

### 2 主な所掌事務

公園管理室は、公園・緑地の管理、公園の使用許可、公園の占用許可、公園台帳の作成、都市公園の供用開始、開発行為内公園に関する調整、公園愛護会の育成、福州園の管理、真嘉比遊水地の管理、波の上人口ビーチの管理、街路樹維持管理、公園管理の自治会への委託業務に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、「6 是正及び注意事項」で述べたこと以外は、計数はおおむね正確なものと認めた。

#### (1) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、公園愛護活動障害保険(46万8,000円)、福州園建物等火災保険(59万690円)である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、波の上ビーチ管理運営業務(1,827万円)、平成17年度街路樹維持管理業務(4件、3,287万7,000円)、平成17年度都市公園維持管理(清掃等)業務(8,234万1,000円)、平成17年度都市公園(便所)管理業務(2,796万1,888円)、平成17年度都市公園(塵芥回収)管理業務(1,132万9,500円)等である。

#### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、業務用軽乗用自動車賃借料(21万9,240円)、公園使用料券売機賃借料(14万5,110円)等の契約である。

#### (3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、高前原公園外灯設置修繕他108件(1,914万1,869円)、南納骨堂屋上防水修繕(69万円)等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 公有財産について

施設の管理は、行政財産(土地)の、街区公園(126,337.81 m<sup>2</sup>)、近隣公園

(167,270.53 m<sup>2</sup>) 地区公園(105,186.10 m<sup>2</sup>) 総合公園(298,858.68 m<sup>2</sup>) 霊園(39,641.00 m<sup>2</sup>) 都市緑地(38,416.98 m<sup>2</sup>) 緑地・小緑地・緑道(2,770.35 m<sup>2</sup>) 擁壁(179.00 m<sup>2</sup>) 建物の、市民体育館(10,114.00 m<sup>2</sup>) 街区公園(1,212.41 m<sup>2</sup>) 近隣公園(1732.13 m<sup>2</sup>) 地区公園(297.20 m<sup>2</sup>) 総合公園(1,813.32 m<sup>2</sup>) 霊園(892.54 m<sup>2</sup>) 都市緑地(97.92 m<sup>2</sup>) 緑化センター(1,136.58 m<sup>2</sup>) の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正及び注意事項

(1) 滞納繰越分の調定事務について(是正事項)

収入調定事務は、那覇市会計規則第20条(調定)の規定では、「課長は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて地方自治法施行令第154条第1項の規定による調査をし、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」となっているが、納骨堂使用料の滞納繰越分の72万7,530円の調定額を見ると、本件は、過年度において発生したものであるが、その時点においては調定がなされていないので、滞納繰越分としてではなく、現年度分の納骨堂使用料として調定すべきであった。

滞納繰越分は、過年度に調定をし、その調定額に対し、その年度で収入未済額が発生した場合に翌年度に滞納繰越分として調定すべきものである。

納骨堂の使用更新に当たっては、正確に使用者を把握せずに事務手続きがなされている嫌いがあり、そのため、本件のような不適切な滞納繰越分の調定となっているので、発生した年度、納入義務者を的確に把握することにより、調定事務を是正されたい。

(2) 歳入執行事務について(注意事項)

公園内売店光熱水費実費徴収金(滞納繰越分)の調定額が1万5,551円となっているが、平成16年度決算では、公園内売店光熱水費実費徴収金は、現年度分、滞納繰越分とも未収額は発生していない。

これは、平成15年5月1日に納入通知をし、平成17年4月22日に収入をしているものであり、従って、平成16年度に未収額が1万5,551円あるにもかかわらず、平成16年度決算で未収額が発生していないとしていることは誤りである。今後、正確な歳入執行事務に努められたい。

**土木管理事務所**

1 職員の配置状況

土木管理事務所の職員の配置状況は、所長(1人)、技査(1人)、主任技師(2人)、主任主事(2人)、工長(3人)、主任環境整備員(1人)、環境整備員(4人)、工夫(4人)、運転手(3人)の計21人である。

定数外職員は、臨時職員(6人)である。

2 主な所掌事務について

土木管理事務所においては、道路の損壊調査に関する事、工所用資材の調達・検収・保管及び受け払いに関する事、道路・橋等の維持修繕及び清掃に関する

こと、下水道雨水施設の維持管理に関すること、里道及び農道の維持管理に関すること、資材提供に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

#### (1) 資金前渡・概算払いの取り扱いについて

資金前渡の支払いは、小型移動式クレーン運転技能講習受講料(2万4,000円)、同講習テキスト代(1,700円)、安全運転管理者講習会に伴う県収入証紙購入代金(4,200円)である。

これについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、現場発生廃材及び産業廃棄物処理業務(76万3,350円)、高架水槽清掃業務(2万1,000円)等の委託である。

#### (2) 使用料及び賃借料の状況

使用料及び賃借料は、自動車賃借料2台分(169万9,740円)、複写機賃借料(27万7,200円)、タクシー使用料その他4件(5万4,301円)等の契約である。

#### (3) 修繕料の契約状況

修繕料については、車検整備その他27件(86万2,699円)、車両整備その他10件(46万123円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 公有財産について

建物(土木管理事務所 427.05㎡、ボイラー室 7.29㎡)について公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

#### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 市営住宅室

### 1 職員の配置状況

市営住宅室の職員の配置状況は、課長(1人)、主幹(1人)、技査(3人)、主査(6人)、主任技師(1人)、主任主事(4人)、主事(2人)、技師(3人)の計21人である。

定数外職員は、臨時職員(3人)である。

### 2 主な所掌事務

市営住宅室においては、市営住宅の入居及び退去に関すること、市営住宅及び附帯施設の管理に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

## (1) 未収金の徴収について

未収金は、住宅使用料(現年度分 1 億 1,897 万 2,540 円、滞納繰越分 1 億 9,657 万 1,497 円)、駐車場使用料(現年度分 22 万 1,500 円、滞納繰越分 323 万 8,613 円)、行政財産目的外使用料(現年度分 122 万 2,056 円)である。

## (2) 負担金について

負担金の支出は、公営住宅管理者研修会(1 万 9,500 円)、公営住宅管理担当者会議出席(4,000 円)の負担金である。

## (3) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、郵便局口座振替手数料(2 万 5,750 円)、家屋明渡訴訟強制執行手数料(48 万 294 円)、公営住宅管理研修会旅費(7 万 60 円)、公営住宅管理担当者会議旅費(2 万 9,680 円)、安謝市営住宅電気料按分分(248 万 2,827 円)である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約の主なものは、市営住宅敷地内共用部分草刈及び排水溝清掃業務委託(1,571万8,500円)、各市営住宅消防用設備点業務委託(1,365万円)、若狭外10市営住宅集合監視装置警備業務委託(137万2,140円)、若狭外3市営住宅昇降機保守点検業務委託(665万2,800円)、安謝第一・小禄市営住宅昇降機保守点検業務委託(651万円)、銘苅・壺川市営住宅(1号棟)昇降機保守点検業務委託(246万9,600円)である。

## (2) 工事委託契約について

工事請負契約の主なものは、真地市営住宅屋上防水工事(2,593万5,000円)、石嶺市営住宅電気設備改修工事(A工区)(1,417万5,000円)、新都心銘苅市営住宅駐車場整備工事(449万4,000円)、若狭・小禄市営住宅隔測メーター改修工事(332万8,500円)、大名市営住宅屋上防水工事(808万5,000円)である。

## (3) 賃借料の契約について

土地賃借契約の主なものは、県有土地賃貸借契約(久場川市営住宅)(91万7,256円)、汀良等市営住宅土地賃貸借契約(903万9,600円)、安謝第一市営住宅土地賃貸借契約(320万7,636円)、壺川市営住宅土地賃貸借契約(3者との契約。1,152万4,611円)である。

## (4) 修繕料の契約について

修繕料の主なものは、石嶺市営住宅12棟104・204・304・404鉄骨補強工事(126万円)、石嶺市営住宅12棟105・205・305・405鉄骨補強工事(126万円)、石嶺市営住宅13棟102・103・302鉄骨補強工事(112万3,500円)、若松市営住宅共聴施設設置工事(198万4,500円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 是正、注意及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 公有財産について

市営住宅の土地(行政財産 416,938.89㎡、普通財産 175.40㎡。備考:繁多川市営住宅は建築工事課から引継中)、建物(市営住宅 348,483.54㎡。備考:久場川市営住宅は建替事業に伴い15棟取壊しあり。)について、公有財産台帳の

副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 15 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正、注意及び留意事項

(1) 市営住宅小修繕について (留意事項)

「宇栄原市営住宅共聴施設修理 他 824 件」「つまり・汚水管内清掃他 59 件」「樹木せん定業務」などの緊急修繕については、市営住宅室で運用している「那覇市営住宅小修繕 (緊急修繕) 工事発注取扱要領」及び同室で定めた「単価表」に基づき随意契約している。この要領第 2 条「小修繕とは、建築、電気、給排水、つまり抜き清掃などで、緊急に修繕しなければ入居者の日常生活に不便を与え、又は危険性のあるもので、1 件当たり 40 万円以下の修繕工事とする」に則り、該当する修繕工事を実施している。

市営住宅の老朽化に伴い、平成 17 年度中に 16 団地で 694 箇所 of 剥離・剥落箇所を修繕した。

緊急修繕を行うための予算執行伺書 (起案) には「工事名」「請負者」「修繕金額」「工期」は記載されているが、緊急修繕の具体的な必要性は明記されていない。

については、「那覇市営住宅小修繕 (緊急修繕) 工事発注取扱要領」に基づき実施する工事については、起案の中で具体的に工事箇所、その必要性を詳細に明記するとともに適切な予算執行に留意されたい。

(2) 若狭・小禄市営住宅隔測メーター改修工事について (注意事項)

若狭・小禄市営住宅隔測メーター改修工事は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用して、市内登録業者 2 社から見積書を提出させ、その内の 1 社と 332 万 8,500 円で契約・施工している。

市の登録業者として 2 業者が登録されていることから、このような工事については安易に随意契約せず、競争入札で行うよう注意されたい。

(3) 石嶺市営住宅の老朽化対策工事について (注意事項)

石嶺市営住宅内の 4 室の鉄骨補強工事は、那覇市契約規則第 21 条第 1 項表 1 号の規定を適用し、3 業者から見積書を徴取し随意契約した。契約内容は請負代金として 126 万円、工期を平成 17 年 7 月 7 日から同月 25 日として平成 17 年 7 月 7 日に締結。同工事中に同棟に隣接した 4 室の住人からベランダコンクリートの剥離による危険性があるので安全対策のため工事を行ってほしいとの申し出があり、同様な手続きの上、同じ請負者と平成 17 年 7 月 27 日に随意契約した。その契約内容は請負代金として同額の 126 万円、工期は平成 17 年 7 月 27 日から 8 月 8 日となっている。

工事を行うに当たっては十分に事前調査の上、まとめて工事に着手すれば、費用の節減・工期の短縮が図れたものと思料される。

老朽化対策工事を実施するに当たっては、事前に十分な調査を行い費用の軽減、工期の短縮に注意されたい。

(4) 市営住宅の無許可増築について (是正事項)

平成 16 年度の指摘事項の中で「注意事項」として、入居者による無許可の増築について指摘した。これは那覇市若松市営住宅及び那覇市樋川市営住宅のベランダを部屋等に増築している箇所があり、平成 13 年度の消防設備点検においてもこのことが消防法に適合していない旨を指摘されたが、入居者は改善に

応じてないという。また、市営住宅の増改築については、那覇市営住宅条例第28条第1項に「入居者は、公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。」との規定があるが市は、増改築を認めてない。平成18年3月31日現在、無許可で増築している市営住宅は4団地73戸ある。

市営住宅室ではこのような入居者に対し平成17年6月2日付けで撤去要請した。しかし今日に至るまで撤去されてなく、今後とも撤去に向けた指導をしていきたいとのことである。

このまま放置すると消防法、市営住宅条例の関係規定に抵触するばかりでなく、他の入居者や近隣住民に絶えず火災等の不安を与え、もし、火災が発生した場合、市は入居者の危険を承知の上で放置してきたとのそしりをまぬかれな

い。以上のことから、無許可の増築部分の原状回復に努めるとともに、市民の生命、財産の保護の立場から建物の適正な管理に努めるよう是正されたい。

#### 市営住宅無許可増築実態調査

市 営 住 宅 名	管理戸数 (戸)	住宅数 (戸)	増 改 築 の 状 況
那覇市若松市営住宅	92	49	ベランダに部屋を増築(49戸)
那覇市樋川市営住宅	45	6	ベランダに部屋を増築(6戸)
那覇市真地市営住宅	400	5	ベランダに部屋を増築(4戸)・ ベランダに倉庫を増築(1戸)
那覇市若狭市営住宅	240	13	ベランダに部屋を増築(1戸)・ ベランダの庇を増築(12戸)
合 計	777戸	73戸	

(市営住宅室からの報告 平成18年3月31日現在)

#### 道路建設課

##### 1 職員の配置状況

道路建設課の職員の配置状況は、課長(1人)、主幹(1人)、技幹(2人)、技査(10人)、主査(6人)、主任技師(13人)、主任主事(11人)、技師(4人)の計48人である。

定数外職員は、臨時職員(4人)である。

##### 2 主な所掌事務

道路建設課においては、都市計画街路事業の施行計画・補助金・工事の設計及び施工監理、道路・橋等の新設・改良・改修等のための調査・計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工管理、用地(公園等の用地を除く)の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務を所掌している。

##### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

##### (1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会(26万5,00

0円)、沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会(1万5,000円)、沖縄地区用地対策連絡会(6万円)、全国街路事業促進協議会(5万円)、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会(4万円)等の団体負担金、公共用地取得研修その他講習参加(4万4,600円)に対する出席負担金である。

(2) 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、ゆうカード(4万円)である。

概算払による支払いで主なものは、道路整備の促進を求める国庫要請への参加(9万4,800円)、地権者との用地補償交渉(32万6,460円)、移転工法の協議(27万5,880円)等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 是正、留意及び検討事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約で主なものは、鳥堀12号(那覇区間)物件調査算定業務(その1)(326万6,000円)、鳥堀12号(那覇区間)用地買収に伴う測量・分筆業務(その1)(298万1,000円)、石嶺線用地買収に伴う測量・分筆業務(その1)(174万5,000円)、石嶺福祉センター線用地買収に伴う測量・分筆業務(その2)(120万1,750円)、小禄赤嶺用地買収に伴う測量・分筆業務(その1)(186万5,000円)である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約の主なものは、鳥堀12号道路改良工事(その3)(4,421万8,364円)、鳥堀12号道路改良工事(その4)(1,757万7,000円)、金城西線街路工事(第6工区)(2,469万6,000円)、真和志中央線街路工事(第7工区)(1,848万円)、真和志中央線街路工事(第5工区)(1,528万8,000円)である。

工事設計委託契約の主なものは、石嶺線(2)街路事業に伴う補償物件調査算定業務(その7)(647万3,000円)、石嶺線(2)街路事業に伴う補償物件調査算定業務(その8)(344万6,000円)、石嶺線交差点設計業務委託(337万500円)、石嶺線電線共同溝及び道路詳細設計業務(1,906万5,000円)、小禄赤嶺線実施設計業務委託(その2)(1,057万円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料(161万5,830円)、OA機器リース料(108万6,750円)、三次元実測システム賃借料(441万円)、神原資料室賃借料(103万2,000円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料は、プリンターの修理他3件(14万8,155円)、コンクリートハンマーの修理(4万3,050円)、プリンター(LP 9400)の修理(5万5,650円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 是正、留意及び検討事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

5 財産の管理状況

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月11日に備品台帳、その他関係書類等と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。



## 6 是正、留意及び検討事項

### (1) 都市計画債等の収入調定について (検討事項)

交通方法変更記念特別事業資金(730万円)、道路整備事業(一般公共)(1,500万円)、地域活性化事業債(1,800万円)、都市計画街路事業債(2億5,240万円)、交通方法変更記念特別事業資金(1,800万円)について、借入先等が決まらないため、平成18年3月31日現在、収入調定の手続きがなされていない。

地方自治法施行令第154条(歳入の調定及び納入の通知)によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定するいわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)に則り、調定する必要がある。

従って、起債の交付決定(許可)が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

### (2) 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について

(是正事項)

道路建設課は公共用地取得事業を円滑に進めるため、社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長と単価契約を随意契約で締結している。平成17年度に同協会と契約した事業数は予算を繰り越したものを含め16事業で、支払った委託料は1,191万8,367円である。

これは、道路管理室の「6(3)社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について」と共通内容の是正事項である。

### (3) 団体負担金について (留意事項)

全国街路事業促進協議会、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会、沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会に負担金を交付している。これは、道路管理室の「6(4)団体負担金について(建設管理部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(道路建設課分を参照)

## 花とみどり課

### 1 職員の配置状況

花とみどり課の職員配置状況は、課長(1人)、技幹(1人)、主査(5人)、技査(5人)、主任主事(4人)、主任技師(8人)、技師(2人)の計26人である。

定数外職員は、非常勤職員(2人)、臨時職員(2人)である。

### 2 主な所掌事務

花とみどり課は、公園、緑地及び霊園の事業計画、設計、施工監理及び補助事業認可申請に関すること。緑化に関すること。公園等の用地の取得及び補償に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 未収金の徴収について

未収金は、都市計画費補助金(現年度分1億1,028万7,419円)である。

## (2) 負担金・補助金について

負担金の支出は、主に真嘉比中央公園管理者(9,220万円)、日本公園緑地協会(12万円)、全国都市公園整備促進協議会(5万円)、沖縄県緑化推進委員会(3万円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、屋上緑化助成(350万8,000円)、街かど花壇整備助成(20万円)、ハーブの日記念イベント助成金(21万5,000円)である。

## (3) 補償金について

補償金の支出は、主に宇栄原公園整備事業(5,759万2,900円)、識名公園整備事業(2,847万700円)、虎瀬公園整備事業(2,560万9,000円)、緑ヶ丘公園整備事業(2,551万2,200円)等の補償金である。

## (4) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、主に講師謝礼金(7万2,000円)、全国都市公園整備促進協議会団体負担金(5万円)、公園設計実務講習会受講料(2万2,450円)、積算講習会参加料(1万1,000円)、ハーブサミット連絡協議会負担金(1万円)等である。

概算払による支払いは、公園設計実務講習会参加旅費(7万6,170円)、全国都市公園整備促進大会及び要請活動旅費(8万3,400円)である。

これらについて審査した結果、「6 指摘、是正、注意及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、主に弁護士訴訟費用(409万5,000円)、平成17年度城岳公園整備事業に伴う補償物件調査算定業務(111万1,000円)、平成17年度城岳公園整備事業に伴う補償物件調査算定業務(その2)(71万4,000円)、平成17年度末吉公園整備事業に伴う補償物件調査算定業務(61万8,700円)、平成17年度大道森公園用地買収に伴う調査委託業務(その1)(61万7,000円)等の委託契約である。

## (2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、主に平成16年度天久南公園整備工事(土木2)(8,350万円)、平成16年度天久南公園整備工事(土木1)(5,770万円)、平成16年度天久公園整備工事(土木7)(5,935万6,000円)、平成16年度天久公園整備工事(土木1)(4,477万2,000円)、平成17年度大道森公園整備工事(土木)(5,285万1,000円)等の契約である。

## (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に資料室の賃借料(403万3,500円)、仮設事務所賃借料(176万4,000円)、タクシー使用料(151万7,120円)、パソコンリース料(108万6,120円)等の契約である。

## (4) 修繕料の契約について

修繕料は、パソコン等の修繕料(2万8,350円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘、是正、注意及び留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 公有財産について

土地は虎瀬公園用地(1筆7,694.84㎡)、駐車場用地(1筆419.00㎡)、大

石公園外 8 公園用地 (17 筆 6,042.91 m<sup>2</sup>)、末吉公園外 9 公園用地 (17 筆 8,223.25 m<sup>2</sup>) について、公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、「6 注意事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、「6 注意事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘、是正、注意及び留意事項

(1) 那覇埠頭前緑地の不法占拠について(指摘事項)

那覇埠頭前緑地の 2,200.6 m<sup>2</sup>不法占拠については、これまでも決算審査や定期監査等で指摘がなされたところである。前回の定期監査(平成 16 年度前期定期監査)では「今後の対応として、早めに占拠者の資産状況、課税の調査、確認等の整理が必要で法的措置をとるべきである」と指摘したが、占拠者の資産状況、課税の調査、確認等の整理については、平成 17 年度に行ったとのことであるが、法的措置については、進展していない状況であるので早急に改善されたい。

(2) 支出負担行為について(注意事項)

下記に業務について、支出負担行為が年度を越えて行い、それぞれの契約日に遡ってなされていることは、予算執行のあり方としては、適切ではないので、那覇市予算決算規則を遵守し、適正な予算執行に努められたい。

記

事 業 名	契 約 日	支出負担行為をした日
松山公園実施設計修正業務委託	平成 17 年 11 月 1 日	平成 18 年 4 月 6 日
無縁墳墓等に係る業務委託	平成 17 年 12 月 13 日	平成 18 年 4 月 7 日
森口公園予定地維持管理委託	平成 18 年 2 月 20 日	平成 18 年 4 月 6 日

(3) 財産管理について(注意事項)

平成 16 年度に取得・登記した大石公園外 8 公園の公園用地(17 筆・6,042.91 m<sup>2</sup>)及び平成 17 年度に取得・登記した末吉公園外 9 公園(17 筆・8,223.25 m<sup>2</sup>)の行政財産が、総務部長に通知してないために管財課の土地一覧表に記載されていない。このことは、決算書の財産に関する調書にも記載されず、那覇市全体の財産の把握がなされていないことにもなるので、那覇市公有財産規則第 11 条(財産の取得通知)の規定に基づき早急に総務部長に通知すべきである。

(4) 備品管理について(注意事項)

備品管理については、主管課のシールが貼られていない状況なので、早急に那覇市物品会計規則に基づいた適正な事務処理に努められたい。

(5) 団体負担金について(留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは道路管理室の「6 (1) 団体負担金及び団体補助金について(建設管理部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(花とみどり課分を参照)

## (6) 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について

(是正事項)

花とみどり課は公園用地取得事業を円滑に進めるため、社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長と単価契約を随意契約で締結している。平成 17 年度に同協会と契約した事業数は 9 事業で、支払った委託料は 347 万 7,000 円である。これは、道路管理室の「6 是正事項 (3) 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約について」と共通内容の是正事項である。

**建築工事課**

## 1 職員の配置状況

建築工事課の職員配置状況は、課長(1人)、技幹(3人)、主査(1人)、技査(9人)、主任技師(8人)、技師(7人)、主事(1人)の計 30 人である。

定数外職員は、臨時職員(1人)である。

## 2 主な所掌事務

建築工事課は、市営住宅その他市建築物の建設に関すること。市建築物及び施設に係る電気・機械・設備に関すること。住宅対策及び住環境整備事業に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 未収金の徴収について

未収金は、市営住宅建替事業補助金(6,855万5,000円)である。

## (2) 負担金・補助金について

負担金の支出は、(社)日本住宅協会(1万8,000円)への団体負担金、新営予算単価説明会(2万8,000円)、公営住宅整備事業担当者研修会(1万5,000円)、建築工事積算講習会(1万1,000円)の出席負担金である。

補助金の支出は、住宅騒音防止対策工事助成金(1,855万8,000円)である。

## (3) 補償金について

補償金の支出は、久場川市営住宅建替事業に伴う移転補償金(2,682万6,000円)、久場川市営住宅建替事業に伴う仮住居補償金(1,502万3,160円)である。

## (4) 概算払の取扱について

概算払による支払いは、平成 18 年度予算要求説明会出席旅費(11万3,100円)、平成 18 年度予算要求ヒヤリング出席旅費(10万1,160円)、公営住宅整備事業担当者研修会出席旅費(7万5,840円)である。

これらについて審査した結果、「6 検討事項」で述べたこと以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、主に石嶺市営住宅建替事業業務(8,505万円)、宇栄原市営住宅再生団地計画調査業務(913万5,000円)、奥武山野球場整備実施設計調査業務(829万5,000円)、久場川市営住宅第 1 期建替工事(磁気探査・建築)業務(807万3,450円)、識名市営住宅建替事業業務(基本設計)(710万8,500円)等の委託契約である。

## (2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、主に久場川市営住宅建替工事(建築3)(7,732万6,000円)、久場川市営住宅建替工事(建築2)(7,378万1,000円)、久場川市営住宅建替工事(建築1)(4,918万7,000円)、久場川市営住宅建替工事(造成)(4,620万円)、久場川市営住宅建替工事(解体)(3,255万円)等の契約である。

## (3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に県有地借地承諾料(599万2,807円)、タクシー使用料(132万6,130円)、白黒コピー機使用料(66万1,101円)、公用車再リース料(53万1,720円)等の契約である。

## (4) 修繕料の契約について

修繕料は、プリンターの修理他2件(10万5,745円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## (1) 公有財産について

土地は市営住宅用地(34筆15,724.80㎡)、区画整理関連用地(3筆144.20㎡)について、公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 検討事項

## (1) 市営住宅立替事業債の収入調定について(検討事項)

市営住宅建替事業債(1億950万円)について、借入先等が決まらないため、平成18年3月31日現在、収入調定の手続きがなされていない。

地方自治法施行令第154条(歳入の調定及び納入の通知)によると、調定行為は、地方公共団体が歳入を収入時に行う、歳入の原因となる権利内容を調査し決定するいわゆる内部意思決定である。当該歳入については、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)に則り、調定する必要がある。従って、起債の交付決定(許可)が年度末を過ぎてから通知があり、出納整理期間中に収納される予定といえども、平成18年3月31日までに起債許可等により歳入の調定をしなければ法的には平成18年度収入になる。

年度内に起債許可及び調定が行えるよう関係機関及び関係課等の調整を図りながら、予算執行に当たっては、法令を遵守し適正な予算執行を検討されたい。

## 消 防 本 部 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 消防本部  
総務課、予防課、警防課、指令情報課、救急課、西消防署、  
中央消防署
- 第 2 監査の期間 平成 18 年 3 月 29 日から平成 18 年 6 月 28 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 17 年度 (平成 18 年 3 月 31 日現在) における  
予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等につ  
いて、監査資料の提出を求め、関係各課 (署) から説明を聴  
取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の  
管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているか  
どうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

### 総 務 課

#### 1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、副参事兼課長 (消防監 1 人)、主幹兼係長 (消防司令  
2 人)、主幹 (消防司令 1 人)、主査 (消防司令補 2 人)、主査 (1 人)、主任 (消防  
士長 3 人)、主事 (消防士 2 人) の計 12 人である。

#### 2 主な所掌事務

総務課においては、職員及び消防団員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他  
身分、職員の勤務条件、情報公開、消防本部訓令の制定、消防業務の企画、職員  
及び団員の研修、職員及び団員の公務災害補償及び福利厚生、文書及び公印、積  
載備品等の整備、消防機械器具の配置及び整備、消防車両、消防予算及び決算、  
他課に属しない事務を所掌している。

#### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別  
歳入及び歳出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

##### (1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、平成 17 年度沖縄県消防協会市町村負担金 (67 万 3,000 円)、  
消防学校初任教育入校 (334 万 7,160 円)、平成 17 年度消防団員等公務災害補  
償等共済基金掛金 (334 万 5,612 円)、平成 17 年度消火栓維持管理 (519 万 8,000  
円)、平成 17 年度消火栓設置 (1,911 万 8,000 円) 等である。

補助金の支出は、女性防火クラブ補助金 (106 万 9,000 円) 等である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

##### (2) 資金前渡、概算払の取り扱いについて

資金前渡による支払いは、消防学校初任教育入校負担金 (334 万 7,160 円)、  
消防大学校救助科研修負担金 (31 万 1,000 円)、第 44 期救急科負担金 (50 万  
8,140 円)、全国消防長会会費 (37 万 9,600 円)、消防団員等公務災害補償等共  
済基金掛金 (334 万 5,612 円) 等である。

概算払いによる支払いは、九州地区消防救助技術指導会旅費 (54 万 1,380 円)、  
緊急消防援助隊全国合同訓練旅費 (23 万 9,900 円)、消防学校初任教育旅費 (142  
万 1,280 円)、消防学校救急科旅費 (21 万 9,600 円)、那覇市女性防火クラブ育

成補助金 (106 万 9,000 円) 等である

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 留意及び注意事項」で述べた以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約について

業務委託契約については、消防本部庁舎清掃 (313 万 9,500 円)、発信地表示システム検索制御装置等保守 (143 万 4,930 円)、携帯電話 119 番通報受付転送システム設置 (735 万円)、消防緊急通信指令システム地図データ更新 (594 万 5,100 円)、はしご付消防自動車分解整備 (2,699 万 5,500 円) 等の業務委託である。

##### (2) 工事及び設計委託について

工事請負契約については、西消防署無線機・アンテナ設置工事 (94 万 5,000 円) である。

##### (3) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約については、上下水道局庁舎賃借 (722 万 2,950 円)、消防本部庁舎賃借 (1 億 1,932 万 5,684 円)、消防本部庁舎用地賃借 (404 万 3,985 円)、西消防署庁舎賃借 (500 万円)、消防緊急司令システム賃借 (8,699 万 400 円) 等である。

##### (4) 需用費 (修繕料) の契約について

需用費 (修繕料) の契約は、消防車両定期点検 (3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月) 及び修繕、救急救助器具修繕、消防庁舎維持管理、什器等の修繕料である。

これらについては、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 留意及び注意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 公有財産について

施設の管理について、土地 3,046.96 m<sup>2</sup> (西消防署 1,117.5 m<sup>2</sup>、松尾出張所 422.0 m<sup>2</sup>、小禄出張所 792.0 m<sup>2</sup>、国場出張所 286.0 m<sup>2</sup>、首里出張所 429.46 m<sup>2</sup>)、建物 3,111 m<sup>2</sup> (松尾出張所 735 m<sup>2</sup>、安謝出張所 386 m<sup>2</sup>、小禄出張所 1,268 m<sup>2</sup>、国場出張所 299 m<sup>2</sup>、首里出張所 423 m<sup>2</sup>) は、管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

##### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、「6 留意及び注意事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 6 留意及び注意事項

##### (1) 需用費 (修繕料) の契約状況について (留意事項)

消防自動車定期点検について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 2 号関係 (特殊な技術、機器等を必要とするもので、特定のものと契約しなければ契約の目的を達成できない。) に該当するとして、主に車両を購入したディーラーへ随意契約より実施されている。車両の定期点検整備は購入したディーラー以外でも可能な特殊な技術を要しない業務であり、見積書の徴取及び予定価格の設定を省略することは出来ない。合理的な理由もなく 1 社のみのお見積りによる契約を締結することなく、契約規則を遵守し競争の理念に基づき最も有利な価格で見積もりをした者と契約することに努められたい。

## (2) 備品台帳の整理について (注意事項)

備品は那覇市物品会計規則により備品台帳と現物が一致しなければならないが、管理換えされてない物品、所在が不明となっている物品等について適切に処理されていないものが見受けられた。物品は常に良好な状態で保管し、その物品が消耗及びき損により使用不能又は不用になった場合は、物品出納通知書により物品出納員に通知しなければならないが、すでに廃棄されているにもかかわらず備品台帳に記載されたままになっているものが見受けられた。また、遊休備品については有効活用を図るため、全庁掲示板に設置されている「余剰物品」コーナーに遊休備品を登録する等、早急に物品会計規則に基づいた適正な事務処理に努められたい。

## (3) 団体負担金及び分担金について (留意事項)

負担金及び分担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している団体が見受けられる。

負担金及び交付金は、交付額の多寡に係わらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分な検証を行い、団体運営のあり方及び交付金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に努められたい。なお、消防本部における見直し等検討を要する団体の決算状況は以下のとおりである。

## 交 付 団 体 決 算 状 況

単位：円

団 体 名	平成17年度予算額 (那覇市)	平成 16 年 度 決 算 額			執行率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
平成17年度沖縄県電波協会の会	20,000	2,509,997	1,513,181	996,816	60.3	消防本部総務課
平成17年度沖縄気象災害防止協議会	15,750	1,229,262	772,990	456,272	62.9	消防本部総務課
平成17年度沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会	73,000	14,631,051	11,642,208	2,988,843	79.6	消防本部総務課

収支比率 80%未滿の団体

## 予 防 課

## 1 職員の配置状況

予防課の職員配置状況は、副参事(消防監1人) 課長(消防司令長1人)、主幹(消防司令3人) 主査(消防司令補6人)、主任(消防士長6人) 主任主事(消防副士長1人)の計18人である。

## 2 主な所掌事務

予防課においては、火災及び災害の予防、防火対象物の査察及び防火指導、防火管理者の指導及び講習、建築許可等についての同意、消防用設備等の設置指導及び検査、危険物製造所等の許認可及び査察指導、火災の原因及び損害調査、火災及び災害統計に関する事務を所掌している。

## 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成18年5月10日に備品台帳、その他関係



書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 警 防 課

### 1 職員の配置状況

警防課の職員の配置状況は、課長 (消防司令長 1 人)、主幹 (消防司令 2 人)、主査 (消防司令補 4 人)、主任主事 (消防士長 9 人)、主事 (消防士 8 人) の計 24 人である。

### 2 主な所掌事務

警防課においては、水火災の警戒及び防御、消防訓練の計画及び実施、消防用水利の計画及び調査保全、道路・下水道工事等の同意、特殊な対象物にかかる警防計画、特殊災害に係る警防活動対策、消防活動情報、救助技術の指導、救助訓練、緊急消防救助隊、特別救助隊、救助統計に関する事務を所掌している。

### 3 財産の管理状況

#### (1) 公有財産について

施設の管理について、警防課の管理する防火水槽用地 (土地 1,701.31 m<sup>2</sup>、地上権 399.93 m<sup>2</sup>) の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 指令情報課

### 1 職員の配置状況

指令情報課の職員の配置状況は、課長 (消防司令長 1 人)、主幹 (消防司令 4 人)、主査 (消防司令補 8 人)、主任主事 (消防士長 10 人) の計 23 人である。

### 2 主な所掌事務

指令情報課においては、消防通信、通信機器、消防情報及び火災警報、消防緊急司令装置の管理に関する事務を所掌している。

### 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 救 急 課

### 1 職員の配置状況

救急課の職員の配置状況は、課長 (消防司令長 1 人)、主幹 (消防司令 2 人)、主査 (消防司令補 9 人)、主任主事 (消防士長 13 人・消防副士長 1 人)、主事 (消防士 17 人) の計 43 人である。

### 2 主な所掌事務

救急課においては、救急業務の計画及び調査、応急手当の普及啓発活動・推進、患者搬送事業に対する指導及び認定、救急統計、救急医療及び救急資器材、救急医療機関等との連絡調整、その他救急に関する事務を所掌している。

### 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 西 消 防 署

### 1 職員の配置状況

西消防署の職員の配置状況は、本署に課長(署長・消防司令長 1 人)、主幹(消防司令 4 人) 主査(消防司令補 8 人)、主任(消防士長 5 人) 主事(消防士 10 人)の計 28 人である。安謝出張所に主査(消防司令補 2 人) 主任(消防士長 6 人) 主事(消防士 4 人)の計 12 人である。松尾出張所に主査(消防司令補 2 人) 主任(消防士長 6 人) 主事(消防士 6 人)の計 14 人である。小禄出張所に主査(消防司令補 4 人) 主任(消防士長 4 人) 主任主事(消防副士長 1 人) 主事(消防士 5 人)の計 14 人である。総合計で 68 人である。定数は 73 人で 5 人の未配置である。

### 2 主な所掌事務

西消防署においては、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の考察、水火災害等の警戒・防ぎよ及び救護、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練、救助隊、救急隊、建築物の確認及び許可の同意、消防用設備等の設置指導及び検査、その他署に関する事務を所掌している。

### 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、消防本部総務課「6 留意及び注意事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 中 央 消 防 署

### 1 職員の配置状況

中央消防署の職員の配置状況は、本署に副参事(署長・消防監 1 人)、政策調整担当主幹(消防司令長 1 人) 主幹(消防司令 3 人) 主査(消防司令補 1 人)、係長(消防司令補 8 人) 主任(消防士長 6 人) 主事(消防士 16 人)の計 36 人である。首里出張所に主幹(消防司令 2 人) 係長(消防司令補 8 人) 主任(消防士長 6 人)の計 16 人である。真和志出張所に主査(消防司令補 2 人) 係長(消防司令補 4 人) 主任(消防士長 8 人) 主任主事(消防副士長 1 人) 主事(消防士 3 人)の計 18 人である。総合計で 70 人である。

### 2 主な所掌事務

中央消防署においては、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の考察、水火災害等の警戒・防ぎよ及び救護、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練、救助隊、救急隊、建築物の確認及び許可の同意、消防用設備等の設置指導及び検査、その他署に関する事務を所掌している。

### 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、消防本部総務課「6 留意及び注意事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 選挙管理委員会事務局 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 選挙管理委員会事務局
- 第 2 監査の期間 平成 18 年 3 月 29 日から平成 18 年 6 月 28 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 17 年度(平成 18 年 3 月 31 日現在)における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、選挙管理委員会事務局から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

### 選挙管理委員会事務局

#### 1 職員の配置状況

選挙管理委員会事務局の職員の配置状況は、局長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主事 2 人、臨時職員 2 人の計 10 人である。

#### 2 主な所掌事務

選挙管理委員会事務局においては、選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、帳票所等の設定及び改廃、選挙制度の調査研究、委員会の規程の制定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、統計調査及び資料収集、情報公開及び個人情報、検察審査員候補者選定、最高裁判所裁判官国民審査、予算決算、人事及び給与、委員の報酬及び費用弁償、公印の保管、文書の收受、発送及び保管、物品の調達及び保管、委員会の庶務、選挙関係法令に関する事務を所掌している。

#### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、所属別歳入執行状況表、収入調定伺、所属別歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、「6 留意及び努力事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

##### (1) 負担金・補助金及び交付金について

負担金の支出は、全国市区選挙管理委員会連合会、九州都市選挙管理委員会連合会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会等への出席負担金・団体負担金及び平成 17 年度九州都市選挙管理委員会連合会総会開催市負担金である。交付金の支出は、市議会議員選挙費の交付金である。これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

##### (2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、全国市区選挙管理委員会連合会総会、九州都市選挙管理委員会連合会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会等への出席負担金、市議会議員選挙及び衆議院議員選挙及び国民審査の投票立会人・投票管理者報酬、事務従事者等への報償費、臨時職員の賃金、選挙投票入場券の郵送料等である。

概算払による支払いは、全国市区選挙管理委員会連合会総会、九州都市選挙管理委員会連合会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会総会、他都市選挙事務研修等への出張旅費である。これらについて、予算執行伺書により審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市議会議員選挙のポスター掲示場設置(997万5,000円)、啓発事業(169万2,810円)、衆議院議員選挙及び国民審査の選挙公報配布業務(368万350円)、期日前・不在者投票システム支援業務(109万2,000円)、市議会議員選挙の期日前・不在者投票システム支援業務(92万4,000円)等の委託契約である。

##### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、衆議院議員選挙及び国民審査の洋上投票システム機器賃借料(199万800円)、市議会議員選挙の選挙事務従事者の自家用借上料他9件(58万382円)、衆議院議員選挙及び国民審査の選挙事務従事者の自家用車借上料他6件(52万8,049円)等の契約である。

##### (3) 需用費(修繕料)の契約について

需用費(修繕料)の契約は、衆議院議員選挙及び国民審査の投票用紙計数機の点検修理他2件(76万5,003円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 留意及び努力事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成18年5月12日備品台帳、その他関係書類を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 6 留意及び努力事項

##### (1) 雇用保険料について(留意事項)

雇用保険料(事業主と個人負担分を併せた保険料)は年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上精算するという方法で、毎年5月に歳出予算から支払っている。臨時職員の賃金から徴収する個人負担分の雇用保険料については、歳入予算として雑入(雇用保険料個人負担分)として計上されてなく、臨時職員から徴収後調定している。

地方自治法第210条(総計予算主義の原則)は、収入、支出ともその予定額の金額をそれぞれ歳入予算、歳出予算に計上しなければならないと規定しており、適切な予算編成に努められたい。

##### (2) 啓発事業の委託費について(努力事項)

市議会議員選挙における投票率の低下防止の啓発事業(169万2,810円)として、投票率の特に低い若年者への投票呼びかけ等のイベントを実施したが、投票率低下の歯止めにはならず、その企画の目的である若年者の投票率アップにも繋がらなかった。今回の委託契約の方法としては、プロポーザル方式で局内選考し、審査して決定しているが、実施後の検証・評価がされてない。しかし、啓発事業は重要であり、継続的な取り組みが必要とされる事から、今回の委託契約について、十分な検証・評価を行い、選考委員会のあり方等広く外部の意見を取り入れた見直しで、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

##### (3) 負担金、分担金の交付について(留意事項)

負担金及び分担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成16年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している団体が見受けられる。

負担金及び交付金は、交付額の多寡に係わらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分な検証を行い、団体運営のあり方及び交付金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に努められたい。なお、選挙管理委員会事務局における見直し等、検討を要する団体の決算状況は以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

単位：円

団 体 名	平成17年 度予算額 (那覇市)	平 成 16 年 度 決 算 額			執行率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
沖縄県都市選挙管理 委員会連合会負担金	76,100	360,481	225,792	134,689	62.6	選挙管理委 員会事務局
九州都市選挙管理委 員会連合会負担金	8,000	1,385,180	634,721	750,459	45.8	選挙管理委 員会事務局
全国市区選挙管理委 員会連合会分担金	71,000	60,331,878	47,104,194	13,227,684	78.0	選挙管理委 員会事務局

収支比率 80%未満の団体